次の被害者はあなたかも・・・・

悪質な消費者トラブルに要注意!

「身に覚えのない請求書が届いた」、「突然の訪問販売で、断り切れずに契約をさせられてしまった」、「大手企業をかたる怪しいメールが届いた」など、多くの消費トラブルの相談が寄せられています。悪質商法の手口は年々、巧妙化しています。十分注意し、もし少しでも気になることがあれば、家族や友人・相談機関へ相談しましょう。

近年の県内相談件数(約3,000件)のうち約40%が高齢者の方からの相談です。

特に気を付けて欲しい消費者トラブル事例

詐欺的な定期購入商法

通常価格より低価格で購入できる ことを広告する一方で定期購入が 条件となっている商法。



フィッシング詐欺

実在のサービスや企業をかたり、 偽のメールやSMSで偽サイトに 誘導し、IDやパスワードなどの 情報を盗む詐欺。



架空請求

メール、SMS、ハガキなど を使い「未納料金が発生し ている」などと実際には使

用していない料金を請求する詐欺。

方法も口座振込だけでなく、プリペイドカードを買わせ、その番号を送らせる方法などがあります。



点検商法

突然家に来た業者が、「無料点検」と称して家を点検し、「このままだと危ない」などと不安をあおって高額な契約をさせる商法。



投資詐欺

「必ずもうかる投資方法を教えます」などと電話やメール・SNSなどを使い消費者を信用

させて勧誘し、資金や手数料などの名目で金銭等をだまし取る詐欺。

最近では著名人の名前・写真を悪用して、SNSに誘導し勧誘を行うSNS型の詐欺も増加しています。



SNSやマッチングアプリなどを通じて知り合った相手と、実際に直接会うことなくやりとりを続け恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取る詐欺。





予想されるトラブル

新紙幣発行にともない、旧紙幣をだまし取ろうとする手口が予想されているので、注意してください。

このような悪質商法にあったり、見かけたりしたら、 すぐに契約せずに消費生活センター等へご相談ください。

トラブル回避のポイント(周りの方にも教えてあげてください)

★悪質な勧誘を受けないために

- 在宅中でも留守番電話に設定、訪問業者は家に入れない
- 個人情報は安易に教えない (アンケート、無料のスマホアプリやオンラインサービスの申込みにも注意)

★もし勧誘を受けてしまったら

- おいしい話には裏があると思って常に注意する
- いらないものは「いりません!」ときっぱり断る
- 契約前に契約書などをよく読み、その場で契約しない
- ・家族や友人、相談機関に相談する



もし被害にあってしまったら…

- 消費生活センター等の相談機関にすぐに相談しましょう!
 - →消費者ホットライン188(いやや)で最寄りの消費生活相談窓口につながります!
- 相談するタイミングが早ければ、早いほど解決の可能性が高くなります!
- また、クーリング・オフ制度も活用しましょう!

クーリング・オフ制度とは

- クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などで契約してしまった場合でも、一定期間内であれば、違約金などを払うことなしに契約を解除できる制度です。
- 不明な点は下記の相談機関にご相談ください。※詳しくは国民生活センター HP

国民生活センター クーリングオフ





国民生活センターHP 「クーリング・オフ」

困った時にはまず相談!

消費者ホットライン

188

88 へお電話を!

(最寄りの消費生活相談窓口につながります)



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

30776-22-1102

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白髭業務棟3階)(第3日曜日は休館)

6 0770-52-7830

※相談受付 9:00~17:00 (祝日・年末年始以外、土日も相談に応じます)

メール相談受付を開始しました。 詳しくは、右の二次元コードより



県消費生活センターHP 「消費生活メール相談」